

令和4年4月改正 庄内町総合事業 単位数と利用回数

■令和4年4月より月の利用回数の上限が次のとおりとなります。

	改正前	改正後
週1回程度	所定の曜日が月5回ある場合は、月5回まで	月4回まで
週2回程度	所定の曜日が月5回ある場合は、月9回まで	月8回まで
週2回超え	所定の曜日が月5回ある場合は、月13回まで	月12回まで

■請求の際に使用する単位数は、認定区分等や利用するサービス種類、利用回数に応じて下表のとおりとなります。

事業対象者	訪問		通所	
	従前相当	A型	従前相当	A型
週1回程度	月4回まで 268単位/回	月4回まで 188単位/回	月4回まで 384単位/回	月4回まで 269単位/回
週2回程度	月8回まで 272単位/回	月8回まで 190単位/回	月8回まで 395単位/回	月8回まで 277単位/回
週2回超え	月12回まで 287単位/回	月12回まで 201単位/回		

※色付け箇所は、ケアプランの原案の段階で協議が必要なケースです。

要支援1	訪問		通所	
	従前相当	A型	従前相当	A型
週1回程度	月4回まで 268単位/回	月4回まで 188単位/回	月4回まで 384単位/回	月4回まで 269単位/回
週2回程度	月8回まで 272単位/回	月8回まで 190単位/回		

要支援2	訪問		通所	
	従前相当	A型	従前相当	A型
週1回程度	月4回まで 268単位/回	月4回まで 188単位/回	月4回まで 395単位/回	月4回まで 277単位/回
週2回程度	月8回まで 272単位/回	月8回まで 190単位/回	月8回まで 395単位/回	月8回まで 277単位/回
週2回超え	月12回まで 287単位/回	月12回まで 201単位/回		

■請求の計算方法

利用（実績）回数×単位

※使用する単価については、事業対象者・要支援1・要支援2の区分に関わらず、ケアプランの利用回数に対応する単価となります。ただし、例外的に、要支援2の方が通所型サービスを週1回程度利用する場合にのみ、週1回程度の単価ではなく、要支援2の単価を使用することになります。

（例1） 要支援1の利用者に対し、1月に4回通所型サービス（従前相当）を提供した
→384単位×4回

（例2） 事業対象者である利用者に対し、1月に8回通所型サービスAを提供する予定であったが、体調不良により1月に3回の提供となった→277単位×3回

（例3） 要支援2の利用者に対し、通所型サービスAを1月に4回通所型サービスAを提供した
→277単位×4回